

税制改正に関するコメント

建築資材や地価の上昇による住宅価格の値上がり、金融政策の変化による金利上昇で、住宅市場への悪影響が懸念される中、住宅ローン控除では令和6年以降の新築住宅は借入限度額の縮小が予定されていたことから、本会では最重要項目として、現状維持の要望を展開した。

制度途中での変更は大変困難を極めたが、本会の総力をあげた要望活動の結果、対象が子育て世帯等に限定されたものの借入限度額の現状維持が図られたことで、政府が推進する少子化対策や省エネ住宅普及による環境対策にも資するものと期待したい。

また、多くの地域で地価が上昇する中で、土地に係る固定資産税等の負担調整措置が継続されたことは、所有者への負担軽減の観点からも評価したい。

今年の税制改正は主として、住宅税制の特例措置が多く、新築住宅の固定資産税減額措置や不動産取得税に係る特例をはじめ、各種特例措置の適用期限の延長も果たされたことは大変喜ばしい。

本会では、税制改正の成果を活かしつつ不動産取引の活性化を目指すとともに、先般施行された改正空家対策特措法での管理活用支援法人への宅建協会の指定等による空き家問題解決に向けて、より一層取り組んで参りたい。

令和5年12月14日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久



宅建協会
人と住まいをつなぎます